

# 加盟団体名鑑

令和4年12月

全国中小小売商団体連絡会

## 目 次

協同組合全国共同店舗連盟	.....	1
全国商店街振興組合連合会	.....	2
全国水産物商業協同組合連合会	.....	3
全国青果物商業協同組合連合会	.....	4
協同組合連合会日本商店連盟	.....	5
日本書店商業組合連合会	.....	6
協同組合連合会日本専門店会連盟	.....	7
一般社団法人日本ボランティアチェーン協会	.....	8

## 組 合 概 要

1. 団体名	協同組合 全国共同店舗連盟
2. 所在地	〒116-0013 東京都荒川区西日暮里5-2-20 サン・リバー西日暮里202 TEL 03-3868-3831 FAX 03-5615-2149
3. 役員	代表理事 大木 稔 副理事長 河瀬 進 副理事長 谷口 忠弘 専務理事 松橋 啓二 理 事 他 7名 監 事 1名
4. 設立年月日	昭和56年10月23日
5. 根拠法	中小企業等協同組合法 (昭和24年6月1日 法律第181号)
6. 監督官庁	経済産業省 中小企業庁経営支援部商業課
7. 事業内容	(1) 研修・情報事業 (全国中小企業団体中央会) (2) 企業連携支援アドバイザー派遣事業 (中小基盤整備機構) (3) よろず相談アドバイザー派遣事業 (全国商店街支援センター) (4) 機関紙発行事業 (共同店舗ニュースの発行) (5) 共同店舗連盟月例研修会 (6) 組合員の事業に関する調査・研究事業 (7) その他目的を達成するために必要な事業
8. 職員数	2名
9. 組織	組合数 41 組合員数 453 賛助会員 7 テナント数 590 従業員数 6,400
10. 備考	○当組合は、国の中小小売商業対策の重要な柱の一つとして、昭和42年に中小企業庁・中小企業振興事業団(現中小企業基盤整備機構)並びに全国及び各都道府県の中小企業団体中央会のご助言、ご指導により、任意の全国組織である「全国小売商業店舗共同化連絡協議会」が結成されました。その後2度の組織変更を経て、現在の「協同組合 全国共同店舗連盟」に至っている。 平成28年7月には、「組織結成50周年・法人化35周年記念式典」を迎え、会員一同心新たにスタートし、地域とのコミュニティを高め地域貢献機能強化に努め、地域に不可欠な商業施設を目指している。

## 団 体 概 要

1. 団 体 名	全国商店街振興組合連合会 (略称) 全振連 (ぜんしんれん)
2. 所 在 地	〒104-0033 東京都中央区新川 2 - 22 - 6 SJI ビル 3 階 TEL 03-3553-9300 FAX 03-3553-9303 URL www.syoutengai.or.jp/
3. 役 員	理 事 長 阿部眞一 副理事長 島口義弘、平澤孝夫、山田 昇、安藤元二、日比野 豊、 千田忠司、野藤 薫、加戸慎太郎、河井達志
4. 設立年月日	昭和 43 年 7 月 3 日
5. 根 拠 法	商店街振興組合法
6. 監 督 官 庁	中小企業庁経営支援部商業課
7. 事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会員の組織および事業の指導および連絡</li> <li>(2) 所属員の行なう事業に関する共同事業</li> <li>(3) 所属員のためにする販売促進に関する共同事業</li> <li>(4) 所属員のためにする共同購入およびあっせん事業</li> <li>(5) 所属員のためにする保険会社の代理業務</li> <li>(6) 所属員のためにする事業資金の貸付 (手形の割引を含む。) およびその借入</li> <li>(7) 所属員の事業についての調査研究および企業診断</li> <li>(8) 所属員および従業員の福利厚生に関する事業</li> <li>(9) 所属員の事業に関する経営および技術の改善向上または知識の普及を図るための教育および情報の提供に関する事業</li> <li>(10) 所属員の意見を総合して、これを公表し、または国会、行政庁等に具申し、もしくは建議する事業</li> <li>(11) 前各号の事業のほか、都道府県商店街振興組合連合会、商店街振興組合連合会及び、商店街振興組合等の健全な発展を図るために必要な事業</li> </ul>
8. 職 員 数	4 名
9. 組 織	<p>全国商店街振興組合連合会は、全国各地に設立された商店街振興組合の全国団体組織である。</p> <p>各都道府県に設置された都道府県商店街振興組合連合会(略称：県振連)を会員とし、その傘下組合(市・区振連、単位組合)、小売店・サービス業等を結ぶネットワークで構成する。</p> <p>会員 47 県振連、傘下 1,464 組合</p>
10. 備 考	商店街は地域コミュニティの担い手として、地域のイベントや伝統文化の継承、防犯・防災活動、子供や高齢者の見守りなど、多岐にわたって地域住民の暮らしを支えている。

## 団 体 概 要

1. 団 体 名	全国水産物商業協同組合連合会 (略称) 全水商連 (ぜんすいしょうれん)
2. 所 在 地	〒101-0041 東京都千代田区神田須田町一丁目 26 芝信神田ビル 3 階 TEL 03-3525-4340 FAX 03-3525-4345 URL www.zensuishoren.or.jp/
3. 役 員	会 長 岩沼徳衛 副 会 長 多田健三、丸子善弘、渡邊一夫、明澤重明、川尻優一 岡本 勲、古家勝實、瀧上順造、稲益重樹 専務理事 千葉和男
4. 設立年月日	昭和 29 年 2 月 22 日 (昭和 53 年 10 月 5 日法人化)
5. 根 拠 法	中小企業等協同組合法 (昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号)
6. 監 督 官 庁	農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課
7. 事 業 内 容	(1) 所属員の取扱う魚介類及び営業上必要な物品の共同購買 (2) 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結 (3) 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 (4) 所属員の福利厚生に関する事業 (5) 所属員の融和、意志の疎通、親睦を図るために全国大会の開催 (6) 前各号の事業に附帯する事業
8. 職 員 数	2 名 (専従役員含む)
9. 組 織	会 員 数 63 団体 (準会員含む) 所属員数 4,300 人 賛助会員 4 企業
10. 備 考	

## 団 体 概 要

1. 団 体 名	全国青果物商業協同組合連合会 (略称) 全青連 (ぜんせいれん)
2. 所 在 地	〒101-0023 東京都千代田区神田松永町 104 TEL 03-3251-5261 FAX 03-3251-5271
3. 役 員	会 長 近藤 栄一郎 副 会 長 今井 章 外 11 名 専務理事 山田啓二
4. 設立年月日	昭和 56 年 2 月 3 日 (創立 昭和 2 年 10 月 24 日)
5. 根 拠 法	中小企業等協同組合法 (昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号)
6. 監 督 官 庁	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課
7. 事 業 内 容	(1) 青果物の普及及び宣伝 (2) 所属員の事業に関する経営、技術の改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 (3) 所属員の福利厚生に関する事業 (4) 所属員の融和、意志の疎通、親睦を図るための全国大会の開催 (5) 前各号の事業に付帯する事業
8. 職 員 数	2 名 (専従役員含む)
9. 組 織	団 体 31 体 組 合 員 5,354 名
10. 備 考	令和 4 年 4 月 30 日現在

## 団 体 概 要

1. 団 体 名	協同組合連合会 日本商店連盟 (略称) 日商連 (にっしょうれん)
2. 所 在 地	〒105-0011 東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号 機械振興会館内 TEL 03-3433-3994 FAX 03-3578-1254 URL www.nccard.jp
3. 役 員	理 事 長 所 紀夫 副 理 事 長 橋本日出男 専 務 理 事 横田宣之
4. 設 立 年 月 日	昭和 30 年 9 月 19 日
5. 根 拠 法	中小企業等協同組合法 (昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号)
6. 監 督 官 庁	中小企業庁経営支援部商業課
7. 事 業 内 容	(1) 会員及びその所属員の事業に関する経営並びに技術の向上改善又は 連合会事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 (2) 前号の事業のほか会員及びその所属員の福利厚生に関する事業 (3) 前各号の事業に付帯する事業
8. 職 員 数	4 名 (専従役員含む)
9. 組 織	組合員数 3 団体 (※) ※加盟組合の協同組合エヌシー日商連に株式会社 11 社が所属しており、 総組合員数は 13 会となります。
10. 備 考	

## 団 体 概 要

1. 団 体 名	日本書店商業組合連合会 (略称) 日書連 (にっしょれん)
2. 所 在 地	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台一丁目2番地 TEL 03-3294-0388 FAX 03-3295-7180 URL www.n-shoten.jp
3. 役 員	会 長 矢幡秀治 副会長 鈴木喜重、藤原 直、柴崎 繁、渡部 満、春井宏之、 安永 寛、光永和史、深田健治
4. 設立年月日	1988年8月15日 (創立)1945年12月17日
5. 根 拠 法	中小企業団体の組織に関する法律
6. 監 督 官 庁	経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課
7. 事 業 内 容	(1) 会員たる商業組合の事業についての指導及び連絡 (2) 書籍、雑誌小売業に関する指導及び教育 (3) 書籍、雑誌小売業に関する情報又は資料の収集及び提供 (4) 書籍、雑誌小売業に関する調査研究 (5) 地域文化への貢献と読書推進に関する事業 (6) 所属員の取り扱う業務用資材の共同購買 (7) 所属員のためにする販売促進事業 (8) 所属員のためにする共同仕入と斡旋事業 (9) 所属員のためにする書誌情報に関する事業 (10) 所属員の福利厚生に関する事業 (11) 前各号の事業に附帯する事業
8. 職 員 数	6名
9. 組 織	地 域 全国 会 員 数 45 書店商業組合 所属員数 2,803 店(2022年4月1日現在)
10. 備 考	

## 団 体 概 要

1. 団 体 名	協同組合連合会 日本専門店会連盟 (略称) 日専連 (にっせんれん)
2. 所 在 地	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台三丁目4番地 TEL 03-3255-0640 FAX 03-3255-6600 URL www.nissenren.or.jp/
3. 役 員	理 事 長 大西賢治 副理事長 菊池 恒、中野新司、成田耕造 理事事務局長 笹井清範
4. 設立年月日	1952 (昭和 27) 年 12 月 27 日 (創立 1936 (昭和 11) 年 10 月 8 日)
5. 根 拠 法	中小企業等協同組合法 (1949 (昭和 24) 年 6 月 1 日法律第 181 号)
6. 監 督 官 庁	中小企業庁経営支援部商業課
7. 事 業 内 容	(1) 各種セミナー事業 (全国青年会会議、“真商道” 商人セミナー 他) (2) 機関誌事業 (「専門店」の発行: 2022 年 11-12 月号で通算 797 号) (3) 政治活動事業 (まちづくり運動、政府への税制要望) (4) 福利厚生事業 (生命傷害保障制度、交通傷害補償制度 他) (5) 社会貢献事業 (全国児童版画コンクール: 文化庁・日本版画協会後援、他) (6) 教育指導事業 (WEB ページ開設、販促指導 他)
8. 職 員 数	6 名 (専従役員含む)
9. 組 織	支 部 5 (北海道、東北、東京、中部、西日本) 会員組合 33 組合 組 合 員 1,354 店 賛助会員 15 企業
10. 備 考	日専連は、全国各地で異業種の商業者が組織した専門店会の連合会です。 商業哲学である「真商道」を実践することで、商業者の社会的地位向上を図ることを掲げ、昭和 11 年に全国 8 つの専門店会により結成されました。昭和 30 年には基本理念である「日専連信条」を策定し、自らの社会的地位向上のみならず、地域のお客様への利便性の提供と地域への社会貢献こそが日専連の存在意義であると認識し、地域商業を通じてさまざまな活動を行っています。

## 団 体 概 要

1. 団 体 名	一般社団法人日本ボランティアチェーン協会 (略称) VCA (ぼらちえん)
2. 所 在 地	〒110-0015 東京都台東区東上野 1 - 2 - 13 カーニープレイス新御徒町 3F TEL 03-5818-7321 FAX 03-5818-8200 URL www.vca.or.jp/
3. 役 員	会 長：泉田幸雄 副 会 長：菅田茂、村内健一郎、西川八一行、平野実、牧野達、井原實 専務理事：佐藤隆 常務理事：中津伸一、元田正一 理 事：他 10 名 監事：2 名
4. 設立年月日	昭和 41 年 5 月 4 日 (平成 23 年 7 月 1 日より一般社団法人に移行)
5. 根 拠 法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
6. 監 督 官 庁	内閣府 (元 経済産業省)
7. 事 業 内 容	(1) ボランティアチェーンに関する調査及び研究 (2) ボランティアチェーンに関する広報 (3) ボランティアチェーンに関する相談、指導及び研修 (4) ボランティアチェーンに関する研修の実施に必要な施設の設置運営 (5) ボランティアチェーンに関する内外諸団体等との連絡及び協調並びにあっせん (6) 立法、行政諸機関への具申又は答申 (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業
8. 職 員 数	専従 4 名
9. 組 織	会 員 数 26 チェーン 加盟店舗数 約 30,000 店 地 域 全国
10. 備 考	当協会は、わが国ボランティアチェーンの健全な発展と普及を図ることにより、中小小売商の経営の改善を通じて、我が国流通機構の合理化、近代化を促進するとともに、国民生活の向上に寄与することを目的として、上記の事業活動を行っております。 平成 29 年 2 月 3 日に中小企業経営強化法 事業分野別経営力向上推進機関の認定を受け、中小小売サービス業のさらなる生産性向上を目指しています。



